

議案第79号

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「又は就学支援金支給法第17条の規定による届出」を削り、「申請等」を「申請」に改め、同条第6項中「申請等」を「申請」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和8年4月1日前から引き続き鹿児島県立高等学校に在籍する生徒（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する生徒を除く。）の同日以後の授業料又は受講料の納付期限については、なお従前の例による。

（提案理由）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、保護者等の収入の状況に係る届出に関する規定を削除する等のため、所要の改正をしようとするものである。